裁判員経験者の意見交換会議事録

1 日時

平成30年11月5日(月)午後2時00分~午後3時57分

2 場所

福岡地方裁判所小倉支部大会議室

3 参加者

裁判員経験者6人

司会者 鈴 嶋 晋 一(福岡地方裁判所小倉支部第2刑事部部総括判事)

裁判官 藏 本 匡 成(福岡地方裁判所小倉支部第2刑事部判事)

裁判官 君 塚 知弥子(福岡地方裁判所小倉支部第2刑事部判事補)

検察官 地 引 彩 乃(福岡地方検察庁小倉支部検事)

弁護士 服 部 貴 明(福岡県弁護士会北九州部会所属)

4 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※ 裁判員経験者を着席順に「1番」と表記する。

○司会者

ただいまから,裁判員経験者との意見交換会を始めさせていただきます。福岡地 裁の小倉支部第2刑事部の裁判官の鈴嶋でございます。今日は私のほうで司会を務 めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日は法曹三者からも出席がありますので、簡単に紹介をさせていただきます。まず、裁判所のほうから蔵本裁判官、君塚裁判官、検察庁からは地引検察官、弁護士会から服部弁護士に参加していただいております。

まず,私から今日の意見交換会を開催する目的について簡単に御説明いたします。まず一つ目ですけれども、これから裁判員候補者、そして裁判員になられる方に対して、経験者の方から裁判員を実際に経験してどうだったのかということについて率直に語っていただいて参考にしていただくということが一つ。それから、もう一つとしては、私たち法律家、裁判所、検察庁、弁護士会、それぞれまだ改めるべき点、改善すべき点も少なくないと思いますので、皆さんの率直な御意見、御感想を伺うことによって裁判員制度を我々のほうでよりよいものとしていきたいということで、こういった会を開いているところであります。

それでは、最初に裁判員経験者の方から自己紹介も兼ねまして実際にどのような事件を担当したのか、あるいは経験してどのようにお感じになったのかということについて御意見をいただきたいと思いますが、まず順番にということで申し訳ないんですが、1番の方からよろしいでしょうか。

○1番

昨年の9月に裁判員を経験しました。私の担当した事件は、被告人が夜、他人の 車の部品をちょっと外そうと試みていたところ、たまたま車のところにいた被害者 に見つかりまして、もみ合いになってけがをさせたという事件でした。

被害者の方の傷の具合とか写真を見たりして、ちょっと驚いたりしましたが、ご

く身近なところでこんな事件が起きていることを全然私は知らないまま過ごしてきていたことに半分びっくりしながら、冷静にこの事件を受け止めて皆様と一緒に評議して判決に至ったわけですけれども、毎日ここに足を運ぶたびに、何かこういう事件に私が関わっていいのかなと、ちょっと反面どきどきはらはらしながら足を運んだのを思い出します。

○司会者

どうもありがとうございました。それでは、2番の方、よろしいでしょうか。

○2番

去年の11月にここに来させていただくこととなりまして、まさか私に通知が来るとは思っておりませんでした。それで、本当に何が何だか分からないような状態で、法律も素人でございますし、何をすればいいのか分からずにここにやってまいりました。

担当させていただいた事件は、障害のあるお子さんをその母親である方が絞殺した殺人事件でした。非常に悲しい事件でございまして、36年間、生まれてから障害のあったお子さんを手にかけるまでに至る事情を察するときに、自分自身、心が痛み、また難しい事件だなというふうに思いました。

それで、いろんな人情も出てきますが、私たちが裁判員としてやることは、量刑を決めることなんですよということをお聞きしまして、裁判員と補充裁判員で8名おりましたが、三者三様という言葉がありますが、八者八様です。本当に人は皆々それぞれ考え方が違うんだなということも勉強になりました。私なんか少し人情に流されるところがありますので、本当につらい裁判でございました。

○司会者

どうもありがとうございました。それでは、続いて3番の方、よろしいでしょうか。

○3番

私が裁判員に出席しましたのが今年の1月でありまして、事件内容がガソリンス

タンドのお金を横領し、住んでいたアパートでガソリンを携行缶に入れて自殺のため放火した事件でした。私は最初よく事件の内容が分からなかったので、やっぱり随分悩みましたけども、自分自身の考えが変わってきました。

非常に苦しい葛藤といいますか、夜はやはり眠れないこともありました。本人は 真面目な方でしたので、非常につらい判決だったかと思いますけども、それが本来 のその方の生きるべき道だったかと思います。

○司会者

どうもありがとうございました。

審理の中で、いろいろな話を聞いていく中でだんだん考えが変わってきたという ことですかね。

○3番

はい。

○司会者

どうもありがとうございました。引き続いて4番の方、よろしいでしょうか。

○4番

私が担当したのは3月の事件です。被告人が不倫の末にできた子供を虐待した結果,亡くなってしまったんです。不倫相手の女性は先に罪を認めて刑務所に入っていましたけど,被告人は全然そういうことをしていないと言って,最後まで認めませんでした。結局,最後の判決のときも覚えがないようなことを言っていました。

参加してみて、ここまで奥が深い事件とは思いませんでした。テレビの報道で虐待ということは聞いていたんですけど、でも実際裁判員として参加して、こういうことになった状況をみて、今はやりのLINEとかの跡が残っているのを見て、どんどん考えるようになりました。子供に対する虐待や殺人事件が多くなったというのも何だか分かったような気がしました。

○司会者

事件としては殺人ということで、たしか不倫相手との間にできたお子さんを殺し

てしまったという, そういう事件でしたかね。

○4番

そうです。

○司会者

どうもありがとうございました。それでは、5番の方、よろしいでしょうか。

○5番

私が参加させていただいたのは今年の2月から3月にかけての事件で,交際相手の方の殺人と死体損壊と覚せい剤取締法違反の事件でした。

最初、事件の内容を聞いたときは、正直血の気が引いたというか、テレビとかでは見るんですけれども、身近でこういう事件があっているんだということにただただ驚くばかりで、事件の背景を聞くうちに、ああ、あそこにも行けない、ここにも行けないというふうにちょっと自分を追い込んでしまった部分もあったんですけれども、でも、そういうことにやっぱり関心を向けていかないと、世の中、楽しいばかりじゃないじゃないですけれども、自分の身近で起きていることにもう少し関心を持って生活しないといけないなというふうに、よくも悪くもですね、そういうふうに思いました。

○司会者

どうもありがとうございました。それでは、最後に6番の方、よろしいでしょうか。

○6番

私が参加しましたのは、6月に行った裁判で、被告人の男性が御近所同士のトラブルの末、御近所のお宅に無断で侵入をして、言い合いの末に頭に血が上って持っていたくわで被害者の女性の頭部を殴りつけて重傷を負わせた殺人未遂の事件になります。

この御近所トラブルというのが、被告人が病気に罹患していたという話が公判のときにありまして、被害者との間で不満を募らせているというところで、被害者の

方には何のことやらみたいなところがあったということですけれども、被告人の心情を察すると、相当なものがあったのかなというところで、それを自分に置きかえたときに、自分だったらどうなんだろうなと思いましたし、あと、被告人はひとり暮らしというところで、御年配ということもありまして、そうなってきたときに、やっぱり今の社会というところで、こういう方はどんどん増えていくというところもありましたので、そういったところを非常に考えるようになりました。

○司会者

どうもありがとうございました。それでは、皆様から一言ずついただきましたので、これから各論のほうに入っていきたいと思います。まず、手続の順番に沿ってということで、時系列順に御意見を伺いたいと思うんですけれども、最初に皆様方のところには11月ぐらい、ちょうど今ぐらいの時期になりますけれども、最高裁判所のほうから裁判員候補者の名簿に載りましたよという、そういった通知と裁判員制度の関係の資料などが送付されてきたかと思います。

そして、その後、具体的な事件の関係で、この日に裁判所に来てくださいという 通知が来て、そして実際に裁判所にお越しいただいたということになるんですけれ ども、その間、皆様どういったお気持ちで過ごされていたのか、あるいは裁判員として手続に参加するに当たって何か障害となるようなことはなかったかどうか、例 えば職場の理解がなかなか得られなくてちょっと大変だったとか、そういったことがないのかどうか、少し御意見を伺いたいと思います。どなたからでも結構ですけれども、何か御意見ある方、いらっしゃいますか。

○6番

とりあえず封書が届いたときの率直な感想というのは、裁判所から封書が届くというのは、何のことかな、何か変な滞納とかしてないかなとかというようなところを正直思いました。それで、中を開けて、裁判員の名簿に記載されましたということを知って、その時に思ったのは、ここからまたいろいろあるんだろうけど、もし選ばれたら是非やってみようかなというふうには思っていました。

そこから先については、実際に選任手続の封書が来まして、そのときに会社の上司と話をして、是非出させてほしいという話をして、快く了承いただいて、当日は参加させていただきました。手続のときは、いっぱいいらっしゃったので、選ばれれば選ばれた時だという感じで思ったんですけど、実際に自分の番号が呼ばれて、そしたらもう一生懸命やろうというふうに思いまして、次の日に職場のほうにその話をして、じゃあ頑張ってきてということで、偶然ですけれども比較的仕事の谷間だったので、職場のメンバーにも協力してもらって2週間お休みをいただきまして参加させていただくことができました。

○司会者

そうすると、会社の理解もあって、特に支障なんかはなく参加することができた ということですか。

○6番

そうですね。制度としてある程度確立されていました。

○司会者

最初に裁判所から封書が届いたときには、資料みたいなものも一緒に送られてきたかと思うんですけども、それはご覧になりましたか。

○6番

見ました。

○司会者

役には立ちましたか。

○6番

そうですね。どういったふうに進んでいくのかなというところはぱらぱらと合間 で見て、参考にさせていただきました。

○司会者

どうもありがとうございました。ほかの方からいかがでしょうか。

○3番

私は、やはり6番さんと同じで、封書が来ましたときに、1万人に1人ぐらいの割合だから、それに頭に何もございませんので、まずは大丈夫だろうと思っていました。昨年の10月か11月ぐらいでしたか、ちょっと覚えておりませんけど、いよいよ呼び出しといいますか、来てくださいという案内がございまして、これはやばいなということで当然こちらに参ったわけですね。その日にちには5、60名位の方がお見えになっていて、この中からだったらまず当たらないだろうと、選ばれることはないだろうという考えを持っておりましたけども、たまたま私、ずっとこの何年か無職でおりますので、私が暇だから当たったんだろうかとか、多分無職で暇だから選んでおこうというような気持ちで当たったんじゃないかと、そういう気持ちでおりました。だけど選ばれていろんな知らない方と意見交換をしまして、またこの裁判員裁判というものを改めて見たときに、人生にとってもいい経験に私はなったと思っております。おかげさまで真面目にこつこつと生きております。ありがとうございました。

○司会者

どうもありがとうございました。くじは一切手心は加えておりませんので, パソ コンで無作為にやっております。

○3番

はい。

○司会者

何かほかの方から御意見や御感想などはないでしょうか。

○4番

最初にちょっと小さ目の封書が来ました。何か、裁判員って書いていたんですが、 そのときは余り興味がありませんでした。世間で裁判員裁判が始まったとかいうの はずっと知っていましたけど、やっぱり、詳しく封書を見るまで自分が裁判員でお 呼びがかかったとは理解してなかったです。

その後、2回目にまた何箇月かして封書が来ました。そのときによく内容を読ん

で、それならちょっと興味もあったんで参加してみようかなと思い、取りあえず最初に集まる選任期日に顔を出してみようかなと思いました。それで、結局、裁判員に決定してどんどん進んでいきました。実際、いい経験はしたと思います。来てよかったと思いました。

○司会者

どうもありがとうございました。2番の方,よろしいですか。

○2番

本当に選ばれたときに、周りの皆さんにもいろいろお聞きしたんですけど、身近な人に裁判員になったという方がいらっしゃらなかったです。だから、皆さんに意見を聞くこともできませんでした。ただ、もうこの制度が始まって10年位たっていて、年間100人だったら1、000人ぐらいはいるはずなのに、身近な人にいませんでした。私はよっぽどの確率だと思いましたから、喜ぶほうと悲しむほうと2通りあると思うんですが、少し前向きに考えて、知らない世界を知りたいほうなんで、ぜひやってみたいと思いました。

また、私はダブルワークをしているんですが、裁判員に決まった決定書を職場に 持っていったら当然休ませてくれると思って行きましたら、契約は8時までなんだ から、8時までやり切ってすぐ行ってくださいということでした。あの通知書は余 り意味なかったなというふうに思ったようなところもありました。

ただ、この裁判員に参加しなかったら、いろいろな事件に関心も持っていなかったと思いますし、また裁判官の方たちがいかに苦悩されて評決を出しているかといったことも実際携わってみて、一端ではございますが分からせていただいたような次第でございます。

○司会者

ありがとうございました。そうすると、審理中もお仕事をされながらということ だったんですか。

○2番

はい。

○司会者

ほかの方から何か追加で御意見などはないでしょうか。日程調整という意味では、 恐らく5番の方が一番長期にわたったんじゃないかと思うんですけれども、何か御 苦労などがあれば。

○5番

私の場合は裁判の期間がちょっと長かったので、最初、当たりましたって上司に報告したときには、一番トップの上司は、やったね、俺が行きたいぐらいだよと喜んでくださったんですけども、職場の方は、どうしようか、これだけ日程が抜けるよということで、ちょっとてんやわんやありました。でも、結局はせっかく選ばれたんだから行っておいでということで、裁判員の期間中は仕事をほぼほぼ免除していただいて参加することができました。途中の出勤日もあったんですけど、そこはもう本当に軽い仕事にしてもらえて、とても助かりました。

○司会者

そうすると、5番の方の場合には、裁判員に選任される期日と審理までの間に大体2週間近く間があったかと思うんですけれども、その間で仕事の調整などをされたということになりますかね。

○5番

はい。

○司会者

ほかの方の場合ですと、もっと短かったと思うんですけれども。ほかの方からよろしいでしょうか。出席している裁判官や検察官、弁護士の方から何かこのあたりのことについて質問などはないでしょうか。

○弁護士

仕事を休めるのは有給休暇扱いになっちゃうとか、そういう点はどうなんでしょ うか。

〇6番

私のほうは特別休暇になるので、有給休暇でもない状態なので、かなり理解のあるほうだったと思います。

○5番

私も裁判員休暇という制度が会社にありました。ただ、それを使うのが全社で私が初めてだったので、ちょっと使うまでに人事のほうで大変だったみたいです。選任手続の時から使えるのかとか、半日だけでは使えるのかとか、そういうまだ細かいとこまでは決まってなかったみたいで、いいきっかけになったと言われました。

○司会者

どうもありがとうございます。会社によりけりですかね。ほかの方からはよろしいですか。

そうすると、今度は裁判員に選任されて、いざ法廷に入るということで審理が始まったかと思いますけれども、審理の中で検察官や弁護人からそれぞれ冒頭陳述であったり、論告や弁論といった形で書面が提出されたり、あるいは検察官や弁護人から証人や被告人に対して質問があったり、そうして最後に検察官、弁護人のほうでまとめということで論告弁論ということで被告人が有罪なのか無罪なのか、あるいは量刑についてどういう刑が適当なのかということについて御意見を述べておられたと思いますので、その審理の中、審理の手続のことについてこれから御意見を伺っていきたいと思います。

それでは、進め方なんですけれども、このあたりは検察官や弁護士の方が興味があるところだと思います。最初に書面の内容をお伺いして、その後、尋問の内容とか、そのほか特別な証人の方という、そういった流れで進めていくということでよろしいでしょうか。

では、最初に書面の内容について、検察官や弁護人が作成されて配られた書面の 内容について、これから皆さんの御意見、御感想を伺っていきたいと思います。例 えば無駄が多いとか、情報量が多過ぎるとか、あるいは簡潔にまとめられていて分 かりやすかったとか,いろいろ感想はあるんじゃないかと思いますけれども,その あたりはいかがでしたでしょうか。1番の方からよろしいですか。

○1番

検察官の書類に関しては、まさにドラマで見ていくような感じで、時を追ってどういう行動があり、どういうことが起き、どんな感じだというのが本当に映像で見る感じで記載されてあるなと思いました。でも、やっぱり細かいので、私もこういう経験がなく、法律のことも分からずの立場におりますので、ああ、こういうことがあったんだと、こんなに細かく書かないといけないんだと思いました。証拠を得るため、また被害者の方から聞かれたことをそのまま文字にすることの難しさを感じました。

弁護人は、やはり被害者側に立つのではなく、被告人側のほうから見た面を重視してあるなと思いました。テレビドラマなどでは弁護人は被告人を守るのか被害者を守るのかどちらなのかっていうのをよく見るんですけど、現実は明らかに弁護人側の文書によると、被告人の方を守るような感じの文言に見えたというのが感想でした。

○司会者

ありがとうございました。先ほど少し話が細かいというようなところもありましたけれども、何か細か過ぎて、もうちょっと大ざっぱにやってもいいんじゃないかなというような、そういう御感想はなかったですか。

○1番

いえ、そういうものだろうと思っていました。

そういうことがあってから刑を決めていく材料なのかと思いました。

○司会者

どうもありがとうございました。ほかの方から検察官や弁護人が作られた書面の 内容について、何か御意見、御感想などはないでしょうか。

〇6番

検察官の方からいただいた資料なんですけども、これについてはこういう結論で 考えていますといったところをポイントで書いてあって、そこから細かいことが書 いてあって、色づけもしてあるのでとても見やすい資料だと私は率直に感じました。 こういった点は仕事をしているところでも同じようなことを感じるので、とても見 やすいと思いました。

それで、弁護人から出していただいた資料についてなんですけれども、確か私が担当したときの弁護人は、国選弁護人の方だったと思うんで、多分期間が短かったというのがあるのかなと思うんですけども、やっぱり資料としては文字ばかりでというところがちょっとあったので、少しだけそのときは読みづらさを感じたところがありました。こういった資料とかでも、理解度とかで自分の考えがもしかしたら変わってくるのかもしれないというところに少し怖いところも感じたんですけれども、そういったところもポイントなのかなというのはちょっと思ったところであります。

○司会者

どうもありがとうございました。ほかの方からいかがでしょうか。

○3番

私の事件の内容としては、コンパクトによくまとめられているなと思いました。 ただ、一点、御本人のどういうお気持ちかが資料の中に一言でもあれば、どういう 考えを持ってここに至ったということを一言書いていただければ、これ自体は非常 に分かりやすくできているんですが、もっといい資料になるなと感じております。 私としてはそれぐらいで、まず完璧なものだとは思っております。

○司会者

ちょっと動機が分かりにくい事件だったので、少しそのあたりがもやもやとした 気持ちが残ったというところですかね。

○3番

はい。裁判の時もよく分からないというのが私の心情でありました。ちょっと人

間的に難しい真面目な方だったもんですから、 なおさらそういう面がありました。

○4番

私は、検察官と弁護人のやりとりを見て、この人たちはこういうふうに仕事をしているんだなというのがまず分かりました。ニュースとかで見ても、例えばその事件はこうして殺した、と、それで終わってしまうんですが、実際、裁判員として参加して、検察官に対しての弁護人の反論次第で、考えたらそれでその人の人生が変わるし、そういうやりとりというものが詳しく分かりました。大変な仕事だと思います。

○司会者

ほかの方からいかがでしょうか。

○5番

私の場合は、期間が長かったので、資料の数がファイルにおさまり切らないぐらいに多かったんですけれども、それでも見にくかったという印象は一切なくて、逆に細かく書いてくださっていたので、最初のほうがだんだんちょっと薄れてくるんですけれども、皆さんで話しながら、そういえばここにこういうことが書いてあったよねというふうに見返すのにとても見やすい資料だった印象があります。

○司会者

ありがとうございました。ほかの方からいかがでしょうか。何か検察官や弁護士 の方から質問などはないでしょうか。

○検察官

冒頭陳述も論告も事件の審理日程の長さとか、そういったものによってもボリュームが変わってくると思うんですけれども、長過ぎてとか、あるいは細か過ぎて集中ができなかった。長いものになると30分を超えることも多分出てくると思うので、検察官なり弁護人がバァーと読み続けている中で、集中が切れちゃったりとか、ついていけなくなっちゃったりとか、そんなことがあった方っていらっしゃいますか。大丈夫でしたか。

○司会者

特にいらっしゃらないということでよろしいですか。

検察官

物足りないとかっていう方は特におられませんか。大丈夫ですか。ありがとうご ざいます。

○司会者

それでは、これから証人尋問や被告人質問などの質問の内容などについての話に移りたいと思いますけれども、審理の中で当然被害者であったり、目撃者など関係者の方などから話を聞いたり、あるいは被告人から話を聞く、それから事件によっては専門家の方ということで、法医学の先生であったり、精神科医の先生であったり、そういった専門家の方からお話を伺ったりした事件もありますけれども、その中で質問の仕方であったり、あるいは質問の内容について何か御意見、御感想はないかどうかについてはいかがでしょうか。何言っているのかよく分からなかったとか、あるいはどういう目的で質問をしているのかがよく分からなかったとか、あるいはそんなことなくて、テンポよく話が進んだので分かりやすかったとか、何かそういった御意見、御感想などがあれば伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○2番

私の担当した事件は3日間の公判だったんで、非常にスピーディーに進行しました。そこで感じたのは、裁判所ではっきりさせるのは事実関係のみなんだなということでした。ほかにもっと方法はなかったかということがずっと心の中に残っておりまして、私からそのことを一つ質問させていただきました。ただ、裁判所というのは事実関係のみを証明する場所であって、人情的に云々ではないんだなということを感じさせていただきました。

○司会者

質問というのは、実際に法廷の中で被告人に対して質問をしたということですね。

○2番

はい。

○司会者

2番の方が担当された事件は、先ほどおっしゃられたとおりで、現場に目撃者がいるとか、そういった事件ではなかったので、そういう意味でも難しい事件ではありましたよね。

○2番

それと、写真は出なかったんです。イメージのイラストが出たんですけど、あれはよかったんじゃないかなと思いました。必要以上に死体の写真とか、傷口云々であればまた別でしょうけど、それを見られた方はトラウマになる方もいらっしゃるでしょうし、事件性によってはできないときもあるとは思いますが、できる限りイラスト、イメージ図みたいなもので処理できるものであれば、そうしたほうがいいのかなと思います。

○司会者

どうもありがとうございました。ほかの方からいかがでしょうか。

○6番

証人の方、被害者の方、被告人からいろいろ話を聞けるというところについては、事実関係を明らかにしていくという点で、とても重要なところだなと思いました。その中で、警察官の方に対する質問で、それは右手だったのか左手だったのかというような、パトカーの中だったのか外だったのか、自分から近づいていったのか、相手が近づいていったのか、そんな質問が結構あって、それを必死に思い出されている警察官の姿をとても鮮明に覚えていまして、そうなったときに、やっぱり自分の記憶って、何箇月か前の記憶ってどのくらい覚えているんだろうという点は思うところであって、それが事実と合っているか合ってないかというところについて自信を持って言えるというのはなかなか難しいんじゃないかなというように思いました。何かそういったところは、多分裁判以外の、その時にとる調書の作り方だった

りとか、そういったところにもいろいろ工夫はあるでしょうけど、そういったところがやっぱり重要になってくるのかなと思いました。

○司会者

証人の方に関しては、いろいろと質問はあったんだけれども、その質問の意味というか、目的がよく分からなかったということですかね。

○6番

それは感じましたね。それが何につながるのかと言われると、多分こういうこと を意図しているんだろうなぐらいな想像しか思い浮かばなかったというのはちょっ とありました。

○司会者

最終的に検察官と弁護人が論告弁論という形で最終的な御意見をおっしゃったと 思うんですけれども、それを聞いても何であんな細かいことを聞いたんだろうとい う疑問は解消されなかったということですか。

〇6番

2割ぐらいは、ああ、なるほどなと思うんですけど、やっぱ8割ぐらいは、ちょっと何だったんだろうねみたいなところがありますね。

○司会者

じゃあ、ほとんど解消されなかったという感じでしょうか。

〇6番

難しかったのは、実際に事件が起きた時のことについて、被告人と被害者のうち、被害者の方がほとんど覚えていらっしゃらなかったので、被告人の話のどれが本当なのかという点において証拠と照らし合わせた時、確かくわの持っている手の位置、先っぽなのか、手の下なのかどうなのか、持っている位置で殺意の強さが変わってくるということなのかなとか、そういうことを自分なりに解釈しましたけど、結果的に何につながっていくのかというのは、多分我々が理解するのはちょっと難しいなと思いました。

○司会者

できればどういう目的で聞いているのか分かるような形で質問してもらいたいということですかね。

○6番

そうだといいなと思いました。

○司会者

あるいは、そもそも細かいところを我々のほうで気にし過ぎているんじゃないかというところもひょっとしたらあるのかもしれないですかね。ほかの方からいかがでしょうか。

○3番

私は、先ほど言いましたように、放火と横領ですけども、横領は別にしまして放 火の時、被告人が同じアパートの住人の方にどういった影響が出るかという、そう いうところを検察の方も弁護人の方も質問の中でなかったような記憶があるんです けど、その心理の状況をもう少し深く探っていただければ、もう少し私も気持ちが 分かってきたのではないかなと思いました。

ただ、あなたはこういう事件を起こしました、こういう事件を起こしましたというだけのものであって、3日間の僅かな時間ですから、なかなか難しいのかもしれませんが、そういう心理面の気持ちをもう少し検察官の方なりに質問して、自分だけが死んだらそれは本望かも分かりませんけど、住人が三、四人おられますので、もちろん家は焼くということは当然ですけども、ほかの住人の方が亡くなるということを考えなかったのかを、テレビの番組ではないんですけども、もうちょっと質問していただければ、もう少しよかったのではないかなと感じておりました。

○司会者

事件としては、アパートといいますか、共同住宅の自分の部屋に火をつけたとい う事件だったんですけど、他の住民の方もいらっしゃったところで、その人に対し てどういう思いだったのかということをもうちょっと聞いてもらいたかったという ところですかね。

○3番

はい。ただ自分が死にたい、死にたいと思っただけなのか、そこの心理がちょっとよく分からなかったです。

○司会者

ほかの方から証人や被告人に対する検察官,弁護人の質問に関して何か御意見や 御感想などはないでしょうか。

○5番

私の場合は、登場人物がとても多くて、証人もとても多かったんですけれども、整理ができなかったということはなく、資料も作っていただいていたし、弁護人の方や検察官の方が質問する内容に関してもこちらに分かりやすいようにお話ししてくださっていたんじゃないかなというふうには思いました。

ただ, 証人の, 法医学の先生ですが・・・。

○司会者

解剖された先生ですね。

○5番

はい。法医学の先生と精神科医の先生と2人お見えになっていたんですけれども, 法医学の先生は素人でも分かりやすく説明してくださって,資料も全く写真がなかったので,そこはちょっと入りやすかったです。

精神科医の先生は、やっぱり専門分野なので、ちょっと話が分からなくて、後で裁判長や裁判官にどうなんですかって聞くこともあったんですけれども。苦労したのはその精神科医の先生のお話だけで、私の中では弁護人も検察官も質問に関してはすごく分かりやすく話してくれたという印象を受けました。

○司会者

今,専門家の証人尋問の際の話が出たんですけれども,検察官から何かお尋ねしたいことがありますか。

○検察官

専門家の方を証人尋問されたケースを経験された方がいらっしゃるとは思うんですけれども、例えばこの説明がちょっと足りてないとか、何かそういうふうに思われた点、あるいはこういう資料がもっとあったらよかったのにとか、何かそういったことは思われましたでしょうか。特に大丈夫でしたか。

○5番

法医学の先生のほうは大丈夫だったんですけど,精神科医の先生のほうが資料と 文字量が多くて,専門用語も多くて,ちょっと頭のほうがついていけなかったです。

○検察官

その精神科医の先生はパワーポイントか何かを使われていたのでしょうか。

○5番

パワーポイントの資料が印字してあるような資料でした。

○検察官

ただちょっと文字と説明が難しかったというところですか。

○5番

はい。

○6番

精神科医の話は、一般的にやっぱり内面の話というか、表面的に見えないところなので、先生がそう言ったら、もうそうって思うしかないのかなって思っちゃうんですね。そこはね、うなずくところかというふうに思いました。

○検察官

精神科の先生がもうそういうふうに言うんだったら、そうかなということですか。

〇6番

言うんだったらとやっぱりそうなのかなというのはありました。

○司会者

専門家の方がそう言われると、何かほかの違う証拠があれば別だけれども、それ

がないとなると。

○6番

そうなるのかな,多角的に見るとどうなんだろうというところはちょっと感じる ところはあります。

○司会者

専門家の方の証人尋問といいますと、4番の方も専門家の方がいましたね。

○4番

先生が3人来られました。

検察側のお医者さんと、弁護人側の2人のお医者さんでしたか、最初は何か全然違うことを言っているんだなと思って、赤ちゃんでしたし、目撃者もいなかったので、最終的には同じような死亡原因でおさまったみたいでした。先生たちの話からそれが全て合致したとは思わなかったんですけど、その死亡原因の病名というのはほぼ一緒になったようでした。それに基づいて検察官の資料と弁護人の資料をずっと追っていくんで、それはすごく分かりました。詳しかったと思います。

○司会者

そうすると、検察側の証人と弁護人側の証人、それぞれ専門家が出てきて話を聞くということだったので、全然違うことを言うのかなと思っていたら・・・。

○4番

最初は何か全然違う、それはあり得ないとかそう言っていた感じでずっと聞いていったんですけど、先生も結構ベテランの人もいますし、最終的には何かやっぱりそうしたら死亡するんじゃないかということでまとまりました。

○司会者

そして、まとまったところを前提として判断をされたということになりますかね。

○4番

そうですね, はい。

○司会者

ほかの方から、専門家の証人の方に限らずですけれども、検察官や弁護人の質問の仕方であるとか内容などについて何か御意見、あるいは御要望などはないでしょうか。声が小さかったのでもうちょっと大きな声で発言してほしいとか、あるいは証人の方の声が聞こえづらかったとか、そういったこともあれば、あわせてお願いしたいんですけれども。

○1番

私の事件は、検察官の声が小さくて聞こえにくくて、退席した後、他の裁判員の 方とも聞こえなかったねと話しました。

あと、被害者の話と検察官の聞き取られた話と若干のずれがありまして、あれっていう感じになった場面もちょっとありまして、実際どうだったのかということがあったので、やっぱりこういうこともあるのかなと思いながら、その事件直後と、ちょっと時間がたってお話を聞かれるのか私も分かりませんが、その時はそう答えたけど実際思い返してみればこんなんだったんだと、その時間差で少しずつ表現が違ってきたりもするということが分かったり、あと被告人は意外と冷静に受け答えをされている姿を見て、被害を受けた方と被告人の温度差がすごくそこに感じられて、それをまた文字にすると、また若干のずれが出てきたりして、こういうことで判決を決めていかないといけないんだなと思うと、すごくそこで自分たちの重みを感じた場面でした。

○検察官

今のは捜査段階で話されたことと,当日の法廷の供述が違っている様子だったと いうことでしょうか。

○1番

はい。何か若干のずれがあって、ああ、そうだったんですかという感じの場面が あったようでした。

○司会者

ほかの方から何か追加の御意見などないでしょうか。

○2番

これはあくまでも個人的な意見ということでお聞きしていただきたいんですけど、 弁護人なんですが、ずっと下を向いて棒読みで、本当にこの弁護人は被告人を助け たいのかなと思うような感じがありまして、ほかの裁判を傍聴したこともありませ んし、裁判なんていうのはドラマでしか見たことないようなところがありますが、 とにかくずっと下を向いてただ読んでいるだけなんで、国選弁護人と私選弁護人は こうも違うのかなとか、そういったことも感じました。ただ、その3日間だけなの で、やる気あるのかなというふうな感じがしました。

○司会者

書面を見るだけではなくて、もうちょっと訴えかけるようなものが欲しかったと いうところでしょうか。

○2番

はい。

○5番

最後に検察官が、「残忍であるけれども残虐ではない。」というふうにおっしゃったんですけれども、そこの違いが未だに消化できていません。それで、ほかの裁判員の方とも話したんですけれども、そういう言葉のちょっとしたところの表現というのが難しいんだなと思いました。帰って国語辞典を見たりとかもするんですけど、何か消化不良で、言葉って難しいなって思っています。

○司会者

残忍と残虐で意識して使い分けられたのかどうか、ちょっと私にはよく分からないところではあるんですが、おそらく、これは私自身の受け止め方ですけど、その前に際立ったとか際立ってとか、そういう言葉がひょっとしたらあったのかなという気もなくもないので、そうだとしたらそちらのほうで差をつけているのかもしれません。確かにちょっと分かりにくい表現ではありますね。

○5番

ふだん使わない言葉ですので、分かりにくかったです。

○司会者

ほかに何か皆さんから思い出したことはありませんか。

○3番

私の事件の弁護人が、身元引受人の方の紹介について今までの功労を紹介したんですけれども、その紹介が10項目ぐらいあり、長くて無駄なことじゃないかなと、あれは2つ3つでよかったのではないかなという感じがしました。

○司会者

もうちょっとコンパクトに紹介してもらいたかったと。

○3番

確かにいろいろな良いことをされている方だったと思いますけども、紹介がちょっと長かったのではということが頭に残っております。

○司会者

これまで審理のことについて皆様の御意見、御感想を伺ったところなんですけれども、改めて確認ですが、検察官や弁護士から何か質問などはないでしょうか。

それでは、審理が終わりまして、今度は評議室に戻って評議に入られたかと思いますけれども、評議についてお伺いしたいと思います。評議については評議の秘密がありますので、その点は留意していただくことになりますけれども、御自分の御意見、そういったものがきちんと言えたのかどうか、他の方の意見を聞いて、ああ、なるほどなということで勉強になったかどうか、それから評議の進め方などで裁判所のほうでもっと工夫したほうがよい点がないかどうか、そのあたりのことについて御意見、御感想など伺っていきたいと思います。どなたからでも結構ですけれども、評議のことについて何か御意見などはないでしょうか。

○6番

評議に入る前の審理で大分まとめられたので,裁判員と補充裁判員と裁判官と評議をして,比較的スムーズに進められたのかなと思います。それぞれの考えるとこ

ろはあったんですけれども、被告人も認めているということで、有罪か無罪かといったところに関してはとんとんと進んで、最後に量刑でそれぞれの方々の意見が出てくるところなのかなと思いました。実際、人をくわで殴ったみたいな人が周りにいるわけないので、想像とあとは世間の動向といったところを考えながらみんなで決めていくところではあるんですけども、その点でちょっと難しさというのはあるのかなと思いました。そういう尺度がもしなかったときって、じゃあ、自分はどういうふうに考えるのかなと思いましたし、どういったことが被告人なり被害者が納得するところなのかというところも主に感じるところではありました。

○司会者

実際に刑をどういう刑にするのか、それを決めるときがやはり悩ましかったということでしょうか。

○6番

はい。一番時間を使ったところだと思います。

○司会者

どうもありがとうございました。どなたからでも結構ですけれども,何か評議の ことに関して御意見,御感想などないでしょうか。

○2番

やはり量刑を決めるときに、休憩を入れるくらいあれだけ長い時間協議したこと は過去に余りなくて、目安としてプロジェクターに資料を映し出していただいて、 その資料を参考にして評議しました。最初にお話ししましたように、皆さんの意見 が違うので、非常に私も悩みました。それで、プロジェクターに映し出した資料を 参考ということで見させていただき、量刑を決める時間が一番長かったと思います。

○司会者

どうもありがとうございました。プロジェクターに資料とおっしゃったのは、量 刑資料をモニターに映して見ていただくんですけれども、その量刑資料のことをおっしゃっているんですね。

○2番

そうですね,はい。

○司会者

御自分の意見というのは十二分に言えたという感じですか。それとも、今から考えるとちょっと物足りなかったなという感じでしょうか。

○2番

十分ではないと思います。十分には言ったと思いませんが、いろいろ協議していくと、考え方がだんだん変わってくるんですね。やはり人一人の命を殺めたという 罪の大きさというものは、どんな理由があろうとやっちゃいけないことだということがだんだんだんだん自分の中にも沸々と湧いてきました。

それぞれ生活しておりまして、皆さん生活の環境が違うし、今の状況も違うんで、介護なり、老人を見ていたり、いろいろな方もいらっしゃるわけで、そういった方の意見というのもまたがらっと変わってくるわけで、本当にそういった方たちの意見を聞いているうちに、だんだんだんだん自分の気持ちも変わっていったということです。

○司会者

いろいろな意見を聞く中で、御自分の中でも悩みながら結論を出していったと、 そういうことでしょうか。

○2番

はい。評議していくうちに変化はあると思います。

○司会者

ほかの方からいかがでしょうか。

○3番

私も2番の方と同じように、量刑資料を見せていただきまして、もちろん裁判員 の方がいろいろ話をした中で、やはり放火という大罪で、大きな家を1軒燃やすこ とになりますので、燃やしたのは1室かもしれないんですけれども、そういう大き な罪を犯したときはそれなりの罰があると私自身の気持ちや考えが変わっていきま した。

○司会者

評議を通じてやはり意見が変わってきたところがあったというところですかね。

○3番

はい。ちょっと言葉足らずで申し訳ないですけど。

○司会者

ほかの方から評議のことに関して何か御意見、御感想などはないでしょうか。何かこういう進め方をすれば、もうちょっとスムーズにいくんじゃないかとか、議論が盛り上がるんじゃないかとか、何かそういった観点からの御意見でも結構ですけれども。

○1番

私の担当した事件の被告人は前科が婦女暴行で、今回の事件は事後強盗でしたが、 やっぱり女性としてどうなのかなみたいな、今のこの事件のことだけを見てあげな いといけないんですけれども、被告人の家族の方の状態を法廷で見たりすると、や っぱり女性であり、母でありという立場からその人をどうしても見てしまう、そう いう自分もいたりなんかして何かすごく悩みました。

それで、男性の方は意外と冷静に、そこは思わなくていいんじゃないかという意見もありました。私としては被告人の家族の様子が頭の中に残って、家族にまた迷惑をかけるのかとか、そういう目で見てしまう自分もいたりして、そういう自分に周りの裁判員の方が違う意見を出してくださりながら、もっと冷静に心を静めてこの方だけを見て、これからを見据えて評議しないといけないんだなということをそこでまた勉強しながら判決に至ったような気がします。

○司会者

どうもありがとうございました。ほかの方からいかがでしょうか。

○5番

評議では、評議に至るまでにすごく日数があったので、他の裁判員の方とも、裁判のことだけではなく、結構いろんなことをお話しする機会があったので、評議自体は結構皆さんたくさん意見を言われていたように感じました。お互い言ったことに関して、いや、いや、それはちょっと違うんじゃないというのも言いやすかったように思います。量刑を決めることに関しては、皆さんそれぞれ思うところがあって、ああ、やっぱりそうですよねというところもあったりもしたんですけれども、資料を出していただいて話を進めていくうちに、私もちょっと気持ちが変わっていった部分はありました。

あと、中でも男性目線や女性目線や年代が違えば思うことも違うなということを すごく感じたんですけれども、でも、結果皆さんいろいろ話をしたので意見がまと まって、まとまるに至った経緯に関してもすごく勉強にはなりました。

○司会者

どうもありがとうございました。ちょっと日数が長かった分、ほかの裁判員の方とも人間関係ができて、お互いに話しやすかったところがあったということでしょうか。

○5番

そうです,はい。

○司会者

4番の方からも一言お願いできますか。

○4番

自分の裁判の場合は、最初に女性が罪を認めて裁判が終わって、もう刑務所に入っていた中、男性がなかなか認めないもんで、最終的にはその量刑を決めるということになり、量刑を評議しました。裁判員と裁判官が混ざって結論が決まっていくことは知りませんでしたし、ちょっと驚きました。

○司会者

事件としては、被告人と、もう一人共犯者の女性がいて、共犯者の女性は認めて

いて先に判決が出ていて、たしか罪名も傷害致死ということでちょっと違っていて、 もう結論も出ていたという、そういう事件で後からその男性のほうの量刑の評議を したと、そういう場面になりますかね。

○4番

そうですね, はい。

○司会者

評議の関係で何か経験者の方に質問したいことなどはないでしょうか。

それでは、今度はいよいよ判決ということで、判決を宣告して皆様の裁判員としての仕事は終わるということになったわけですけれども、判決の宣告のときにどういう思いだったのか、評議の結果が反映されているものだったのかどうかとか、そのあたりのことについて何か皆さんから御意見や御感想などをいただきたいと思いますが、判決のときは皆さんどういう気持ちだったでしょうか。何か御意見や御感想などはないでしょうか。

〇6番

判決のときは、評議の結果、私らからしたらもうそれをそのまま関係者の方にお伝えする場というところについては、みんなで考えて出した結論なので、それについては、これで無事に役目を終えられたのだというところがありました。裁判長が確かあのとき、よかったら周りの方の顔を見られてみてはというふうにアドバイスをいただいたんで、ちょっとぱあっと見回していたんですけれども、被害者の方はちょっと見受けられなかったですけれども、ほかの方々については、それぞれの思いを多分持ってらっしゃったのかなというところではあったんですけれども、そんなに首をかしげたりだとかというところはなかったので、何とか無事に役目を終えられたのかなというふうに思ったところではありました。

○司会者

ありがとうございました。ほかの方からいかがでしょうか。そうすると、評議の 結果が反映されたものが言い渡されたと理解しておけばよろしいでしょうか。 ここまで、裁判員に選任されてから判決までのことを一通り振り返りながら御意見、御感想をおっしゃっていただいたんですけれども、全体を通してということで構わないんですけれども、何か裁判所のほうでもうちょっとこういう配慮をしてもらえればありがたかったなとか、あるいは逆に裁判員として選任されるときには、ちょっとこういうことで不安だったとか、何かそういった御意見や御感想などがあれば伺いたいんですけれども、いかがでしょうか。やっぱり選任されるまでの間というのはかなり不安感とか持たれたりしましたか。

○2番

召集令状みたいなものでした。

○司会者

来たかみたいな感じですか。

○2番

そうです, はい。

○司会者

特に裁判所側の対応で気になった点とか、あるいはこれをやってもらったのはよかったとか、こういうことをしてもらったので安心して参加できたとか、そういったことでも結構ですし、もうちょっとこういうことがあれば安心して参加できるんではないかというようなことでも結構なんですけれども、何かありましたら御意見、御感想など伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○5番

事件が本当に私の身近で起きていて、その点が、裁判中ももちろんなんですけれども、しばらく怖かったです。さっきも言ったんですけれども、事件の中の背景で、ここに寄りました、ここにタクシーで行きました、どうしました、こうしましたというのが全部知らない場所だったら、ああそうなんだって思えるのですが、場所が全部リアルに出てきてちょっとつらかったです。

○司会者

最初は裁判所に来てくださいという御案内を差し上げた段階では事件のことを全くお知らせしてない状態で、来られたときに事件のことをお知らせするんですけれども、その時は起訴状の内容を要約したものだけなので、実際に被告人の名前とか被害者の方の名前とか犯行場所などの情報しかないわけですけれども、審理の中でいろいろなことが分かってきて、関係場所もいっぱい出てくるんですけれども、それが全部身近だったということで、それがちょっと精神的にはきつかったかなというところですかね。

○5番

そうです, はい。

○司会者

なるほど。

○5番

事件の場所を見たときに、身近だったんで、ええっとは思ったんですけど、断る 理由のところにそれが入っていなかったので、これは受けるしかないかなと思って はいたんですけど、実際始まると、ちょっとリアル過ぎた面があります。

○司会者

もうちょっと情報があったら,ひょっとしたら辞退を希望していたかもということでしょうか。

○5番

コンピューターで選任しますし、選任の時に辞退ができるかどうかも分からない んですけど、何かもうちょっと配慮があるといいし、参加しやすいのかなというふ うに思いました。

○司会者

なるほど、分かりました。どうもありがとうございました。ほかの方から何か御 意見などないでしょうか。

○3番

選任のとき、やはり、何度も申し訳ないんですけど、無作為にやっぱりされるわけですか。

○司会者

そうですね。パソコンで抽選ですので、全く手は加えておりません。

○3番

てっきり、私が無職なものですから、そういう無職の人を物色するのではないか と思いました。その中から、もちろん誰が当たるか分からないんですけど、その中 から無職の方が選ばれるのかなという不安がちょっと心にありました。

○司会者

それはないです。名簿自体は選挙人名簿から作られていまして、選挙人名簿は本当に名前や住所や生年月日などの情報しかありませんので、そういった情報しかこちらも把握してないという、そういったところです。ただ、辞退の判断をする際に、「こういう仕事をしているから辞退を希望します。」ということがあれば、そういう情報を受け取りますけれども、基本は選挙人名簿に書いてある情報しか我々は受け取らないということです。

○3番

はい。今日参加しましたのも、私が関わった裁判の方で何人か出られますよという方がおられたと思うんです。その中で私が選ばれたのがちょっとどうしてかなと単なる考えですが思っていました。

○司会者

恐らく具体的な日程が決まった段階でまた御案内差し上げているので、その日に 差し支えがあるかどうかというところが大きいのかなというところと、あと、会全 体としてやはり定員があるというところもございまして、そういったところで今日 はこの皆さんに集まっていただいているということになっております。

○2番

私が裁判員になったことを周りの方にお知らせしたときに、中には実は自分は行

きたい、何で自分を選んでくれないんだというような方がいました。その方は、少し法律をかじったことがあるので自分は行きたいということでしたので、立候補できるような、そういう制度はないんでしょうか。選んでくださいという人がいらっしゃるわけなので、そういう制度があればなと思います。

○司会者

今の制度だと立候補という制度はないんですけれども, そういう制度があればいいんじゃないかと, そういう御意見ということですね。

○2番

ええ。

○司会者

ほかの方から何か御意見や御感想などはないでしょうか。

○6番

私は、封書が来るたびに結構どっきりしていたんですよね、まあ難しいですけど ね。封筒に裁判員の何か関係の資料ですとか書いてあったんでしょうか。

○司会者

おそらく書いてないんじゃないかと思いますね。

○6番

書いてないですよね。「裁判所?」って、3分ぐらい固まって、ちょっと自分の 1、2年ぐらいを遡ることをしましたからね。どうすればいいのか分からないんで すけど、裁判所という表記が少しどうにかできないかなと思いました。

○司会者

そうですね。

〇6番

ただ,個人的には結構,無作為に選ぶというのはどちらかというと肯定しています。

○司会者

この人が裁判員候補者に選ばれましたということに関しては、ほかの方には分からないようにしなきゃいけないというところもあるようです。

○6番

結局配達になるんでしょうから、そういう人がいるよみたいなふうになるのかも しれないです。難しいところがありますね。

○司会者

ええ。ちょっと難しいところはあるんですけど、そういった御意見は結構いただきますので、またちょっとこちらも考えたいと思います。

〇6番

架空請求とかやっぱりあるじゃないですか。最初そういう類いなのかなとか思ってしまいました。

○2番

私もびっくりしました。「あれ?どうして呼ばれたのか。」と思いました。

○6番

まだだまされんぞと思いました。

○2番

最初はびっくりしました。

○司会者

裁判所をかたった詐欺事件も時々あるみたいなので、不安でしたね。

○6番

そういう意味でも裁判員の方々も結構フランクに話してくださったんで緊張は余りしなかったです。

○司会者

では、そろそろ時間の関係もありますので、最後にということで、皆様方お一人 ずつこれから裁判員になられる方に向けてのメッセージを一言ずついただきたいと 思うんですけれども、よろしいでしょうか。それでは、どうしましょうか、順番に ということで申し訳ないのですが、また1番の方からお願いしてもよろしいでしょうか。

○1番

やはり年齢、性別問わず、いろんな職業についてらっしゃる方、年代も、職を全 うされて無職でいらっしゃる方、様々な方が参加することによって、その方の今ま で生きてきた経験、あと感情、人として勉強してきたことを活かして結局様々な方 が参加されることでより公平な判決、評議ができるんじゃないかなと改めて思いま した。私自身、こういうところに来るとは思ったこともなかったので、実際本当に びっくりして、どきどきしながらの法廷でしたけれども、すごく私の人生にとって 勉強になりました。自分の考え方が一番ではなく、いろいろな方の意見を聞くこと によって自分自身も勉強できましたので、かけがえのない貴重な体験をさせていた だいたかなと思います。今日、この場においてもすごくありがたく思います。あり がとうございました。

○司会者

どうもありがとうございました。それでは、2番の方、お願いします。

○2番

1番の方と全く同意見です。もし通知が来たら、ぜひ参加していただいて、また、来ても選ばれるかどうかはパソコン次第なんで、安心して来ていただいて、それで参加して、本当に日頃携わらないこういう世界のことを少しでも垣間見れれば、別の目線で犯罪者という方を見れると思います。ただニュースだけで感じる量刑だけではなくて、本当にその裏には何があったのかなとかということまで考えられるような経験になると思いますので、ぜひ今度新しくなられる方は、進んで参加していただきたいと思っております。

○司会者

どうもありがとうございました。それでは、3番の方、お願いします。

○3番

私はもう60を過ぎておりますので、今後選ばれる方、いろんな方がおられると 思いますけども、今から先、経験や年齢に関係なく若い方にどんどん参加していた だいて、皆さんの意見を発言できる場をせっかく持たせてもらえますので、たくさ ん意見を言っていただいて、自分のこれからの人生に、何らかの形で役に立って、 もっともっと自分の人生を切磋琢磨していただければと思います。

○司会者

どうもありがとうございました。4番の方、お願いします。

○4番

私も最初は自分がという感じでちょっと驚いたんですけど、参加して、選ばれて、 評議で話もしながら、人と会話しながら、分からなかったこともいろいろ分かった し、中には若い人、退職してからもう年配の人もいらっしゃったので、聞き流した ことでも奥深く聞き入っていっていろいろ勉強にもなったし、この制度はずっと永 久に続けてほしいと思います。

○司会者

どうもありがとうございました。それでは、5番の方、お願いします。

○5番

私が選ばれたことによって、私の周り、子供も含め、職場の人も含め、すごく裁判ということや事件に関してとか、また自分の身近で起こっていることに関してすごく興味を持ったりとか関心を持ったりとかして話す機会がすごく増えたので、御自身の経験だけではなく、周りに与える影響とかもすごく大きいと思うので、自分の身近で何が起きているか、どういう事件が起きているかということを知ることもすごく必要なことだと思うし、そこに一人でも多く関心を持ってもらえれば、そういった事件も減るんじゃないのかなと思うので、そういう意味でも是非選ばれたら参加されたほうがいいのではないかなと思います。

○司会者

どうもありがとうございました。それでは、6番の方、お願いします。

○6番

私の感想としまして、法曹の方々と接することというのは今まで当然なくて、司 法のことはほとんど分からないことだったんですけども、裁判官、検察官、弁護人 それぞれが一生懸命お仕事されているというところを実感することができましたし、 司法に携わると、そこには当然法律がベースにあってというところになりますし、 そういった社会的なところも考えるきっかけになったのかなというふうに思います。

刑事裁判は、報道の方々が我々の分からないところを記事にしてくださるので、目にすることがあるんですけれど、やはりどうしても現実とは何か違うフィルターを自分でかけてしまうというところが今まではあったんですけれども、実際に裁判に参加することによって、それが現実であるということを感じまして、危機感ではないですけども、社会的にいろんなことを考えて、自分はどうしていかなきゃいけないのかという考えるきっかけになりましたので、裁判員にこれからなられる方は、なかなか難しいところがあるとは思いますけれども、ぜひ選ばれたからには頑張ってやり遂げていただきたいと思います。

○司会者

どうもありがとうございました。それでは、ここで一区切りつきまして、これからの時間ですけれども、報道関係者の方から質問をしていただきたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

\bigcirc N H K

今日はお忙しいところ、貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございました。私からはちょっとざっくりした質問になるんですけれども、2点ほど質問させていただきます。

皆さんご存知かと思いますけれども、小倉支部では過去に裁判員が声をかけられるような事件もあって、皆さんは今回暴力団関係の裁判ではなかったということなんですけれども、そういった事件もあって、裁判員も一定のリスクというものはあると思うんですけれども、そういったことに関する不安とかというのはなかったの

か,もしくはそれに関して裁判所がこういうふうに対処してもらえたんで非常に安 心できたとか,そういった意見があったら教えていただければと思います。どなた でも構わないんですけれども,意見がある方がいらっしゃれば教えてください。

○司会者

いかがでしょうか。

○2番

暴力団関係の事案ではなかったということでまず一安心しました。それと、声かけの事件後だったので、出入り口を一般の方とは別に設けていただきました。裁判が終わって皆さん帰られた後に私たちが出るといったような、そういう対応をしていただいたので、全く不安はございませんでした。

○5番

私の場合は、直接そういう関係の方の事件ではなかったんですけれども、証人でいらしたので正直怖かったんですけれども、裁判所のほうで送迎してくださったりとか、2番さんも言われたような配慮もしていただいたので、そこに関してはそんなに不安というのはなかったです。

○1番

私はバスでこちらまで通ってきていましたが、裁判所の方が陰ながら見守ってくださいまして、大丈夫ですよという感じでずっと見守ってくださって、バスが来るまでちゃんと見届けてくださいましてありがたい限りでした。

\bigcirc N H K

皆さん総じて余り不安を感じることもなかったし、裁判所の配慮が行き届いているというような形でよろしいですかね。もう一点、ちょっと中で裁判官が聞かれた内容と少しかぶってしまうんですけれども、職場でお仕事の面とかで配慮してもらったということで、自分自身の生活に与えた、どちらかというと皆さんいい面をお話ししてくださっているんですが、何か悪い面とか苦労したところという意味で裁判員をやったから、少しマイナスではないですけれど、時間がとられたとかはある

と思うんですけど、少し生活に与えた悪い影響みたいなものはなかったのか、よろ しいでしょうか。

○6番

じゃあ、私から話させてもらいますけれども、本当にささいなことです。中日に 業務に復帰するため、業務日は死ぬ気でやりました。それと、家族と話をするとい うのが本当は悪いことじゃないかというところで、普段だったらもうちょっと明る い話をしていたかもしれないというところはあったかもしれませんが、社会的に今 後どうあるべきかみたいなといったような会話ができたのがある意味よかったのか もしれません。

あとは、全然これも悪い話じゃないですけど、裁判の夢を1回だけ見ました。

○2番

裁判の内容は誰でも話せるわけです。ただし、評議室で評議したことは一切家族にも話してはいけないというふうに言われております。それで、ついつい寸前まで出るんですけど、ああ、言っちゃいけないというようなことを繰り返してもう慣れました。秘密保持というのは、他人には絶対話しませんけど、家族には、ちょっと油断すると出そうになることがあるんで、そういうのがちょっと苦労かなと思いました。真面目な性格で評議の内容は家族にも話せません。話しておりません。

○5番

さっきもちょっと言ったんですけど、自分の身近で起きていた事件だったので、 やっぱり日常生活に支障が全くなかったわけではなく、通る道を変えたりとか、注 意したりして、何か勝手な思い込みじゃないけれども、ちょっと変に自分が怖がっ たという部分はあります。

あとは、判決がニュースで出たときに、知っている何人かの方から電話がかかってきて、「何でああいう判決なの?」、「いや、そうじゃなくてこうだろう。」、「何でそうなったの?」って言われるんですけど言えないんで、そこは言えないので、裁判所に問い合わせてくださいって言いました。

\bigcirc N H K

追加ですいません。今のお話の続きをちょっと聞かせていただきたいんですけども、身近であった事件ということで、恐らく公判の中で明らかになっていく一つずつの現場だったりとか、そういったところが身近なところだから、今回たまたまだと思うんですけれども、身近な場所だったからこそ、余計恐怖感というか、生活、精神的につらかったと先ほどおっしゃっていたと思うんですけれども、そういう面で今でもまだ苦慮されているというか、悩んでいらっしゃるんですかね。

○5番

いいえ、悩むとかはないんですが、やっぱり道を通ると、ああって思い出したりとかはします。

\bigcirc N H K

そのときに少し精神的につらいというか、こたえるものがありましたか。

○5番

もう大分解消はされたので、もう、この道通れないとかは今はないです。

\bigcirc N H K

当時は通りたくないとか、そこの出てきた場所に行きたくないとかというので、 少し生活に支障が出たような時期があったということですか。

○5番

そうですね。

\bigcirc N H K

そういった話は、ほかの方で、近くの、北九州市内であったりとか、近くで起きている話だと思うんですけれども、そういったところでほかに影響があったといった裁判員経験者の方はいらっしゃらないですか。ありがとうございます。私からは以上になります。

○西日本新聞

すいません,5番の方にもう一つ質問いたします。私も取材したんですけども,

死体損壊の事件は、なかなかふだん見ないようなものがあったりとか、死体の状況とかというのに触れることがあったと思うんです。そういうことで精神的にちょっと参ったなとかというふうなことがあったりしましたか。あるいは、裁判所、裁判官が配慮してくれてよかったなと思うようなところはほかにあったでしょうか。

○5番

死体損壊の現場の写真というのは確かに見たんですけれども、どこをどうしたとかというのは全部絵で示してくださっていたので。それもリアルではない絵だったので、私は見たときにうわっと思うことはなかったです。

○西日本新聞

実物とかじゃなくて、余りリアルじゃない絵だったのでということですか。

○5番

お人形の絵みたいな感じで私は見ていました。

〇西日本新聞

それでよかったということですか。

○5番

はい、よかったです。なので、精神的にというのは、そのためにはなかったです。

○西日本新聞

すいません、もう一点。皆様になんですが、事件によっては審理が進んでいる途中でニュースに出たり、初公判の話がテレビに出たりとか、新聞に出たりとかあるんですけど、何かそういう審理の中でニュースに触れる機会があった方は、それを見てどういうふうに思ったかというのを伺いたいんです。逆になくても、何かちょっと意識したり、意識的に見なかったりとか、もしそういう裁判員としてやっているときに何かニュースの見方とかで影響があった方とかいらっしゃられたらお話を伺いたいんですけど。

○司会者

どなたか御意見ある方、いらっしゃいますか。

○6番

テレビ局の方がいらしてたんで、私は放送するのかなと思いまして、たまたまテレビを夕方つけたらやっていまして、初公判と確か判決が出た日のその二つを見たんですが、特に影響というのはなかったんですけど、ただ、それを第三者的に見た時ってそんなに気にとめずに始まったぐらいな感じに見ていたと思うんですが、実際に自分が裁判に携わってテレビに出るということになると、ことの重要性ではないですけれども、社会的にも注目されているんだろうなという点で認識が変わってくるなと思いました。

○西日本新聞

例えば初公判と言われて、それ以外の考え方、量刑とかもあるのでしょうか。

○6番

それは全くないですね。

○司会者

ほかの方からはよろしいでしょうか。

\bigcirc R K B

先ほどお話にもあったんですけど、守秘義務のところで、皆さんプロの方ではないですから、私たちもこういう仕事をしていると守秘義務は当然あるんですけれど、それを守るというのがやはりなかなか難しいことだと思うんです。今の制度だと、裁判員を選ぶ制度というのがランダムに選ばれる中で、言い方は悪いですが、その適性がある人だけが必ずしも選ばれるかどうかということは私はちょっと疑問なんですけれども、実際にやられてみて、その辺はどのようにお感じになったでしょうか。

○司会者

守秘義務のことに関して御意見,あるいは実際どう受け止められているのか,何 か御意見があればよろしいでしょうか。

〇6番

ちょっと個人的なんですけども、私が担当していた時の裁判員の方が結構良識のある方という言い方はおかしいんですけれども、わりかし考え方がすっと入っていらっしゃる方だったんです。なので、この人は適している、適してないという見極めをどうにかしてやっているのかなとか勝手に勘ぐったりとかはしたんですけれども、確証は正直ないところではあります。ただ、私が見たところ、何か強引にでも聞き出さない限りは、そんなに自分からいろいろぺらぺらしゃべる人というような感じではなかったかなというような気もしています。ただ、もしそういう方が裁判員に当たった時には、そこはどうやって守られていくのかというところは難しいところがあるなという気持ちがしています。

○5番

すいません。私は結構しゃべるので、適性でいったら自分は適性はないと思うんですけれども、ただ、この件に関しては「本当にしゃべらんね。」って周りの人から言われるぐらいしゃべっていません。でも、何でかって言われたら、やっぱり人の人生に関わっていることなので、そこで私がしゃべってしまうと、ほかの黙っている方、しゃべってない方に迷惑がかかるかなとかも思っています。あと、ここから先の話は守秘義務があるのでとか、ここまでの話は話していいですよということを裁判長が事細かく教えてくださったので、守秘義務を守るという件に関しては守りやすいのかなと思いました。中にはしゃべってしまう人もいるんでしょうけど、私がしゃべらないので、私でも黙っていられるので、そういう方は少ないんじゃないかなと思いました。

○1番

私は仕事関係でこの日、お休みをいただけたらということで休みがとりやすかったので参加しやすかったんですけど、私は一切しゃべっていません。しゃべるつもりもないからです。でも、主人には、ちょっとこういうことで選ばれてしまったので、いついつはちょっと裁判所のほうに行きますと伝えました。家族にも裁判員に選ばれちゃったからこの日はちょっとだめだよとかというのは言いましたけど、こ

の件に関して、こんな事件でこんなことがあってとかというのは、私はもう1年ちょっとたちますけど、一切しゃべっていません。しゃべろうという気が起こりません。やはりその方の人生で、その方の周りの方もやっぱりいらっしゃることですので、私はしゃべってはいません。人それぞれかなと思います。

\bigcirc N H K

ありがとうございます。

○司会者

よろしいですか。それでは、意見交換会はこれで終わりたいと思います。今日は 長時間どうもありがとうございました。